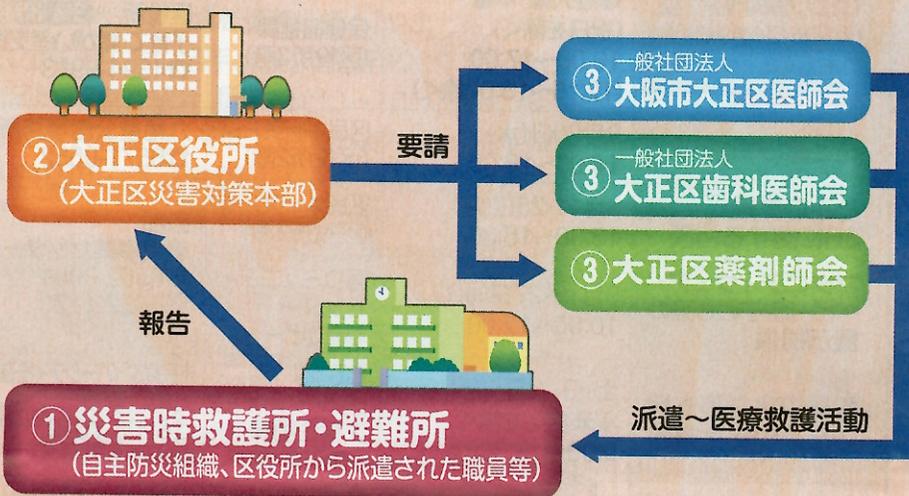


「災害時における医療救護等についての協定」を締結しました!

平成29年8月8日(火)に大正区役所は、「災害に負けない安心安全な大正区」の実現に向けて、大正区の三師会(一般社団法人大阪市大正区医師会、一般社団法人大正区歯科医師会、大正区薬剤師会)と大規模災害が発生した際の医療救護体制を強化するため、相互の連携を定めた「災害時における医療救護等についての協定」を締結しました。

今回の協定の締結により、災害が発生し、大正区内に設置された救護所、避難所等で医療救護が必要になった場合には、大正区役所からの要請に基づき、医師、歯科医師及び薬剤師が派遣され、被災された方への医療救護活動を行っていただけることとなりました。



災害時における医療救護についての協定 締結式

一般社団法人大阪市大正区医師会・一般社団法人大正区歯科医師会・大正区薬剤師会・大正区役所



写真左から、大正区長 吉田 康人、大正区医師会会長 榎原 秀一、大正区歯科医師会会長 中山 盛詔、大正区薬剤師会会長 鈴木 理恵

問合せ 区役所 防災防犯 4階 41番 ☎4394-9958